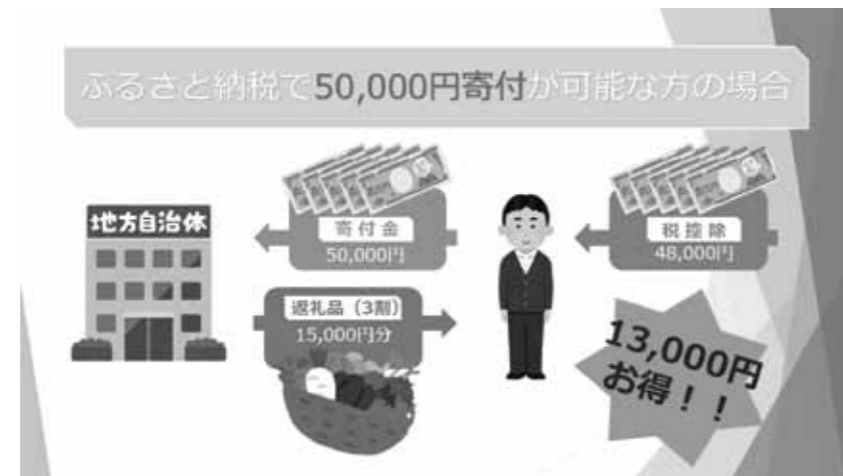


お礼の品

ふるさと納税の返礼品は、いただいた寄付に対する感謝の気持ちとして、下川町の魅力が詰まった特産品をお送りしています。寄付される人の世帯状況や収入額に応じて控除の限度額が決まり、その控除限度額以内の寄付であれば、実質2,000円の負担で寄付額の3割程度のお礼の品を受け取ることができます。



下川町のお礼の品は「もの」だけではなく、下川町に直接足を運んでもらい、温泉や体験を楽しめる返礼品もあります。下川町らしい特色ある自慢の返礼品を一部紹介します。

しもかわ広葉樹オーダーメイドテーブル

下川町の広葉樹を使用したテーブルで、希望のサイズに合わせてオーダーメイドで作成されます。サイズの外に樹種も選ぶことができ、森林のまちらしい返礼品となっています!



CO2吸収量&削減量

下川町の「空気」がお礼の品として登録されています。カーボンオフセットを返礼品化したもので、SDGsを推進する下川町らしい特色ある返礼品です!こちらの返礼品をお選びいただいた寄付1件あたり、1tのカーボンオフセットクレジットを返礼しています。



この他にも下川らしい素敵な返礼品がたくさんあります。いただいた寄付に対する感謝の気持ちとして、下川町でも町内の事業者が手塩にかけて作った自慢の逸品を登録しています。今後も継続して多くの寄付を頂けるように努力していきたく思います!

また、皆さんのお知り合いやご友人に下川町を思い出すきっかけとして、ふるさと納税をお勧めいただければ幸いです。

ご理解とご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ 政策推進課 ☎4-2511内線234 ☆4-251102

ふるさと納税制度の紹介

「ふるさと納税」制度は、ふるさとや特定の地域を応援したいという納税者のみなさんの思いを実現するため、寄附金によって自治体を支援する仕組みです。

個人住民税を収めている人が、市町村や都道府県に寄付をした場合、2,000円を超える金額について、住民税や所得税の控除が受けられます。

※ 収入や世帯の状況により、限度額が定められています

寄附金の使い道

ふるさと納税は、自分が寄付した寄附金を自治体のどんな事業に使ってもらうかを指定することができます。下川町では7つの事業と用途指定なしの8種類の使い道の中から選択できるようになっています。

令和3年度の使い道

ふるさとづくり事業

⇒地域資源を生かした産業振興などに活用。

事業例

- ・林業者が行う機械や設備整備等の支援事業
- ・45歳未満の農業者が行う機械や設備整備等への支援事業

社会福祉事業

⇒高齢者支援、障がい者支援や子育て支援に活用。

事業例

- ・人感センサーによる高齢者の見守り事業
- ・認定こども園のホール及び保育室への冷房機設置事業

森林づくり事業

⇒循環型森林経営を中心とした持続可能な森林づくりに活用。

事業例

- ・町有林の整備(主伐・造林・間伐等)事業

SDGs未来都市しもかわ推進事業

⇒エネルギー自給や高齢化対応に向けた取り組み、町民が中心となって進める地域を元気にする企画・活動などに活用。

事業例

- ・町民が自主的にまたは主体的に取り組むまちづくり活動への支援事業

青少年健全育成事業

⇒青少年のための図書購入や健全育成に活用。

事業例

- ・図書購入事業
- ・スポーツ少年団の活動支援事業

ジャンプ選手育成支援事業

⇒スキージャンプ選手の育成や、遠征に使用する車両バスやスキージャンプ板の購入等に活用。

事業例

- ・指導用マイクロバス償還事業
- ・ジャンプスキー板、ブーツ等の用品購入事業

あけぼの園(特別養護老人ホーム)事業

⇒あけぼの園の管理及び運営に活用。

事業例

- ・あけぼの園の管理及び運営事業

一般寄附(使途を指定しない寄附)



以上のとおり、皆さんにとって身近なところにふるさと納税が活用されています。